IoT 推進部

1. 件名

特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要な人材の育成及び確保並びにサプライチェーンの強靭化に 関する調査

2. 目的

デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築するために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。)に基づいて、先端半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)は、5G促進法の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた認定事業者に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

そこで、本調査では、特定半導体生産施設整備等の促進に向けて、特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要な人材の育成及び確保並びにサプライチェーンの強靭化について、2022 年 7 月 26 日付けで 56 促進法に基づく認定を受けた特定半導体生産施設整備等計画にしたがって特定半導体生産施設整備が実施される地方等を対象に調査を行い、人材育成プログラム及び人材確保実行プラン並びにサプライチェーン強靭化戦略の各素案を作成する。また、各素案を試行的な手法で検証し、人材育成プログラム及び人材確保実行プラン並びにサプライチェーン強靭化戦略のとりまとめを行う。

3. 内容

(1) 人材育成に関する調査

特定半導体施設整備事業者及び関連企業が必要とする人材像を顕在化するとともに、教育界で学生等が習得することを期待するスキル等を明確化し、高専等と連携して産業界が求める人材像(ニーズ)を踏まえた人材育成プログラムの素案を作成する。作成したプログラム素案を試行的に実施してその結果を検証した上で、人材育成プログラムをとりまとめる。

(2) 人材確保に関する調査

学生等に対する半導体産業のプレゼンス向上のためのPR手法の調査を行い、現状における課題を分析し、 人材確保に効果的なPR手法の素案を作成する。作成した手法素案を試行的に実施しその結果を検証した 上で、人材確保に効果的なPR手法をとりまとめる。

(3) サプライチェーン強靭化に関する調査

経済安全保障上必要とされる特定半導体の安定供給体制の構築・維持にむけ、川上から川下まで**のサプライチェーンの強靭化のための戦略策定に必要な調査を行い、サプライチェーン強靭化に有効な手法や活用方法等を含めた戦略の素案を作成する。作成した戦略素案を試行的に実施してその結果を検証した上で、サプライチェーン強靭化のための戦略をとりまとめる。

※川上及び川下の例

川上・・・シリコンウエハなどの特定半導体に使用される部材など

川下・・・デジタルインフラを構成するモバイル端末及びデータ基地局並びにデジタル産業を支える クラウドシステム及びセキュリティー関連機器など

4. 調査の進め方

(1)人材育成及び確保並びにサプライチェーン強靭化それぞれの調査について、産学官の機関で構成する2 つのワーキンググループ(人材WG及びサプライチェーンWG)を設置する。各WGは期間中6回程度の会議 を開催し、計画の具現化、調査の実施及びまとめを行う。なお、WGの構成員は、NEDOとの協議の上、決定する。

- (2) 本調査が対象とする「人材育成及び確保並びにサプライチェーン強靱化」に向けて各素案を作成する。 それらを試行的な手法で検証し、進むべき方向性について有識者等に諮りながら、人材育成プログラム 及び人材確保に効果的なPR手法並びにサプライチェーン強靱化戦略のとりまとめを行い、最終報告書と する。
- (3)調査対象の国内の調査対象機関(企業、大学等教育機関等)として、人材確保については国内教育機関 30機関程度及びサプライチェーン強靭化については国内半導体関連企業150社程度を想定しているが、 具体的な調査先については、NEDOとの協議の上、決定する。

5. 調査期間

NEDOが指定する日 (2022 年度) から 2023 年 12 月 20 日まで

6. 報告書

提出期限:2022 年度終了時には、中間調査報告書を、事業終了時には調査報告書を所定の期日までに提出。

提出方法: NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容:「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

9. その他

実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。